



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	最高裁判所昭和58年6月30日判決
Author(s)	曾野, 裕夫; SONO, Hiroo
Citation	北大法学論集, 39(4), 373-384
Issue Date	1989-02-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16647
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(4)_p373-384.pdf



最高裁判所判例研究

曾野裕夫

指名債権に対する質権設定を第三者に対抗しうる要件として、**第三債務者に対する通知又はその承諾と質権者特定**の要否

民法三六四条一項、四六七条

昭和五八年六月三〇日第一小法廷判決（昭和五六年（特）第三〇四号、三大物産株式会社 対 大新商事株式会社、供託金還付同意請求事件）民集三七卷五号八三五頁

〔事実〕 訴外A B間でAを借主、Bを貸主とする店舗賃貸借契約が結ばれ、AはBに敷金五〇〇万円を差し入れていたが、昭和五一年一〇月二一日、Aは右契約を合意解約したうえで敷金返還請求権をXに譲渡した。右債権譲渡のBへの通知は、XがAの代理人として、同年同月二二日到達の内容証明郵便をもってなした。ところが、それに一カ月余り先だつて、Aは自らが代表取締役である訴外C会社に対してYが有する四三四万円余りの債権を連帯保証人として担保するために、本件敷金五〇〇万円の内金四〇〇万円の返還請求権に

質権を設定し、相前後してBから承諾書の交付をうけ、Yは右承諾書に同年九月一日の確定日付を得ていた。その承諾書の内容は、敷金返還請求権を担保として他に差し入れることを承諾するにとどまり、担保の形態については記載がなく、差入先も不特定であった。このような事情のもと、Bは債権者を確知できないことを理由に敷金の清算残金三〇二万円余りを供託したので、XはAに対して供託金還付請求権存在確認訴訟を提起し、勝訴判決を得た。その確定判決に基づいてXが供託金の還付請求をしたところ、供託書には追記として「供託者Bを第三債務者、被供託者Aを債権者としてYを債権者とする債権差押及び取立命令の送達をうけている」とあり、それが還付請求の障害事由にあつて、XはYの同意がなければ還付をうけられないものとされた。そこでXがYの同意を求めて提訴したのが本件である。

第一審（東京地判昭和五四年八月一日判時九五一号七六頁）は、Bの承諾書は担保の形態が質権が譲渡担保かについての記載がなく、担保の差入先の特定を欠いているが、「担保として差し入れることを承諾した以上、特段の事情の認められない本件においては、質権の設定についてもBにおいて承諾したものと認める」のが相当で、また「民法三六四条が質権設

定について対抗要件として第三債務者の承諾を必要とした趣旨は、第三債務者の保護を目的とするものであるから、第三債務者が担保差入先を特定せずに承諾したからには、右の承諾も有効である」とし、Yの対抗要件を有効とした。また質権を設定した当時、敷金返還請求権は具体的な債権ではなく、質権の目的となしえないとの主張に対しては、「かような条件付債権についても、この種債権が譲渡可能なものであることは多言を要せず、そうである以上、これを目的とする質権を認めるにつき何らの妨げもない」と解し、以上を理由にXの請求を棄却した。そこでX控訴。

これに対し、第二審（東京高判昭和五五年一月一七日下民集三一巻九号九六一頁）は、指名債権質の対抗要件としての承諾は、「第三債務者がその債権に質権が設定された事実の認識を表明することであるから」、右承諾は、具体的な質権設定と同時に又はその後になされたものでなければならぬ」といし、また、第三債務者に対する関係では、「対抗要件は、もつぱら第三債務者を保護することを目的とするものであるとして、第三債務者が事前に、しかも質権者を特定しないでした承諾も有効であると解する余地もないではない」として断定を避けながら、「第三債務者以外の第三者に対する対抗要

件は、特定の質権者その他の質権者や質権の目的である債権の譲受人等の第三者との間の法律的地位の優劣を決するための基準となるものであるから、少なくとも第三者に対する関係においては、本件のような承諾は、對抗要件としての効力がないとしてXの控訴を認容した。そこでY上告。

〔判旨〕 上告棄却。債権質の對抗要件制度の理解について、最高裁は最一判昭和四九年三月七日（民集二八卷二号一七四頁）を引用して、「この對抗要件制度は、第三債務者が質権設定の事実を認識し、かつこれが右第三債務者によって第三者に表示されることを根幹として成立しているもの」とし、質権設定についての通知・承諾は、「第三債務者以外の第三者に対する関係でも對抗要件をなすものであるところ、第三債務者が当該質権の目的債権を取引の対象にしようという第三者から右債権の帰属関係等の事情を問われたときは、質権設定の有無及び質権者が誰であるかを告知、公示することができ、また、そうすることを前提とし、これにより第三者に適宜な措置を講じさせ、その者が不当に不利益を被るのを防止しようとするものであるから、第三者に対する関係での對抗要件となりうる第三債務者に対する通知又はその承諾は、

具体的に特定された者に対する質権設定についての通知又は承諾であることを要する」として、本件承諾は第三者Xに對抗するための對抗要件にはあたらないとした。

〔評釈〕 一 質権者を特定しないでなされた承諾が、指名債権質の對抗要件になりうるか、という点が本件における最大の争点である。指名債権譲渡の場合も含めて、^①関連判決がいくつがある。しかし、いずれも第三債務者に対する関係が問題となったものであり、本件のように第三者との対抗関係が問題となったものではなく、学説もあまり議論していない。しかし実務上は重要な問題であり、最高裁がはじめてその立場を明らかにした判決として注目すべきである。

検討にあたっては、對抗要件としての通知・承諾がどういう機能を担っているのかという点に着目してみたい。債権質あるいは債権譲渡の對抗要件を論ずる場合には、第三債務者に對抗するための要件と、第三者に對抗するための要件を分けて考えなければならぬことには異論がない（第一審ではこの点について混乱がみられた）が、それぞれの場合に通知・承諾が果たしている役割、すなわちその機能を明らかにすれば、その機能を果たすために備えていなければならない条件

が自ずから浮かび上がってくると考えるからである。このアプローチは、債権質の對抗要件としての承諾は質権者を特定していなくてもその機能を果たせるのか、つまり、質権者の特定は承諾の必要条件であるか、ということが問題となっている。また、本件では直接には問題となっていない第三債務者に対する對抗要件についても検討する。それによって全体図を把握でき、第一審におけるような混乱の回避が図られよう。

なお、この機能に着目するアプローチは、これまでも後に引用する文献等に代表されるように、断片的にとられてきたものであるが、それらを総合、整理し、本判決の検討に役立たたい。

まず、第三債務者に対抗するための對抗要件としての通知・承諾から検討を始める。

二 第三債務者に対する對抗要件としての通知・承諾は、次の二つの機能を有すると考えられる。第一は、権利行使の要件⁽²⁾(第三債務者に対して権利者であることを主張するための要件)としての機能である。つまり、對抗要件を備えていない質権者は取立権を行使しても、第三債務者が弁済を拒絶

すれば、弁済をうけられない⁽³⁾。もつとも、第三債務者が任意に取立に応じた場合、通知・承諾は對抗要件であるにとどまり、効力要件ではないから、質権設定が有効であれば弁済も有効である⁽⁴⁾。その意味で質権者は對抗要件を備えていなくても弁済は受けられるが、相手の抗弁を封じるためには對抗要件を備えていなければならない。

第二の機能は、債権保全機能である。對抗要件を備えていない質権者は、第三債務者が既に債務者⇨質権設定者に弁済していれば、もはや取立権を行使できない。逆に對抗要件を備えておけば、第三債務者が債務者⇨質権設定者に対する弁済等の抗弁をしても、第三債務者から取立をなすことができる⁽⁵⁾。

債権質の對抗要件たる通知・承諾は、第三債務者との関係では以上の二つの機能を期待されている。したがって、質権者を特定しない通知・承諾が對抗要件として有効かという問題は、その通知・承諾がこれらの機能を果たしうるものであるかという問題に帰着する。以下、場合を分けて検討する。

(1) 質権設定後に、質権者を特定してなされる通知・承諾には、権利行使要件機能、債権保全機能ともに認められるのは異論のないところである。

(2) それでは質権設定後、質権者を特定せずに通知・承諾がなされた場合にはどうであろうか。この場合、第三債務者は質権が設定されていることは知っているが、誰が真の質権者かまでは知らない状態にある。第三債務者が質権者の取立権行使を拒絶できないとすると、二重弁済の危険は第三債務者が負担することになるが、それは真の質権者が通知されれば避けることができるはずの危険である。したがって、自分の関知しないところで質権が設定される第三債務者よりも、質権設定契約の当事者である質権者に不利益を負担させる方が適切であり、第三債務者は弁済を拒絶できると解するべきである。もっとも、これに対しては通知と承諾を区別し、通知しかない場合には第三債務者に二重弁済の危険を負わせるのは、一方的に不利益を課すことになって許されないが、承諾の場合には不利益をうける覚悟で承諾するのだから、第三債務者の抗弁を封ずるべきだとの説があるが、疑問である。なぜなら、通常の合理人が不利益にしかならないことをするとは思われず、「譲受人を覚知しえないことから生ずる不利益を甘受する」という意図は、かかる承諾に際しては存在しないのが「通常」と推定してよいと思われるからである。したがって、質権者の側で、その承諾は第三債務者にとつ

て利益である等、第三債務者に右の不利益を甘受する意思があったことを証明しない限り、通知も承諾も同様に扱ってよいと思われる。⁽⁸⁾このように、質権設定後になされた通知・承諾でも、質権者を特定していないと権利行使要件としての機能はないことになる。

ただ、第三債務者も質権が設定された事実を知っているので、債権保全機能はあるといえる。

(3) それでは質権設定前に、質権者を特定して、あるいは特定せずに通知・承諾がなされた場合はどうか。この点については関連判決がある。大判大正一〇年二月九日(民録二七輯二四九頁)は債権譲渡の對抗要件について、民法四六七条がなければ債務者は誰に弁済すればよいか分からないし、二重弁済の危険を負担しなければ弁済できず、債務者の支払が渋滞し、取引の安全を害して公益を害するので民法四六七条は強行規定であると解したうえで、通知不要の特約の有効性について、「債権譲渡前豫メ債務者カ債権者ニ對シ其債権譲渡ノ通知ヲ免除シ又ハ其債権譲渡ノ承諾ヲ爲ス旨趣ノ特約ハ右規定〔民法四六七条一項―引用者注〕ニ反スル契約ニシテ無効」と判示した。通知免除の特約は、事前に質権者または譲受人を特定せずに承諾するのと本質において変わらないが、

それを無効としたわけである。これに対して、最二判昭和二八年五月二九日（民集七卷六〇八頁）は、譲渡禁止特約付の預金債権を譲渡する際にあらかじめ債務者が譲受人を特定した承諾をした場合に、実際に債権譲渡があった後に譲受人が債務者に対抗するのにはあらためて通知・承諾が必要か否かが問題となつた事案であるが、最高裁は「かかる場合、債権譲渡をもつて債務者に対抗できると解しても、当該債務者にはなから帰属関係が不明確となり、二重弁済その他不測の損害を及ぼすおそれはないから」、そのような承諾も「当該債務者に対しては右債権譲渡をもつて対抗しうる」と判示した。前記大正一〇年判決の理由づけからすれば、逆の結論になりそうであるが、質権者を特定している場合について判例を変更したものといえようか。

しかし、これらの判決の示す実質論には、論理的に納得できない面がある。まず権利行使要件の機能についてみると、第三債務者は将来質権が設定されるであろうことは認識しているが、取立権を行使されても実際に質権設定があつたのか、さらに質権者不特定の通知・承諾だつた場合には取り立ててきた者が眞の質権者なのかどうかわからない（帰属関係はまさに不明確）ので、二重弁済の危険等の不利益を回避す

るために、取立に応じることを拒否しようと解するべきである（先述したように、承諾の場合には不利益を負担する覚悟であつたことが証明されれば別である）。通知・承諾のあとから事実が備わればよいとする説もあるが、問題は第三債務者が質権設定を認識しているかどうかなのである。このように質権設定前の通知・承諾では権利行使要件の機能は果たしえない。

ただし、質権設定前の通知・承諾といつても、その態様は様々であり、一律に事前の通知・承諾だから効力がないとする必要があるのかは疑問である。確かに、事前に通知・承諾があつた場合でも、実際に質権設定がなされたのであれば、第三債務者の弁済は有効であるし、実際に設定がなされなかつた場合でも、個別的な信頼保護の問題として（たとえば民法九四条二項の類推適用などで）、質権が設定されたと第三債務者が信じたことが正当化されれば（たとえば設定期日が指定してある場合など）第三債務者は保護されるべきであろう。実務上も事前に承諾を求めるケースが多いことが指摘されているし、⁽¹¹⁾「設定すべき質権の内容、当事者が確定しており、承諾と質権設定契約とが接合してなされた場合には、承諾は質権設定と同時になされたものと解してさしつか

えない⁽¹²⁾という主張もあり、一概には、割り切れない問題のようである。

債権保全機能についても、第三債務者は質権が設定された事実とは知らないのだから、質権設定前の通知・承諾は債権保全機能もないと解すべきである。ただし、設定期日が特定されていれば、その期日以降は債権保全機能の存在は認めてもよいであろう。

なお、質入禁止特約がある場合に、事前の承諾をどう解するかについては下級審判決であるが、東京地判昭和三〇年一〇月二七日(下民集六卷一〇号二二五一頁)がある。譲渡・質入禁止特約のついた債権を有していた債権者が質権設定に先立ち、質権者不特定の承諾を債務者から受けていた事例で、その承諾が民法三六四条の對抗要件となるか否かが争われ、東京地判は「このような質権者の明らかでない質権設定の承諾はせいぜい質権設定について制限あるものを解除する旨の一般的承諾になりえても、質権設定の対抗力を具備するための承諾としては結局無意味に帰し」、「改めて同質権設定の通知または承諾を要しないことの特約を含む趣旨もよみとれないし」、「民法三六四条、四六七条の法意は、右のような特約をもって第三債務者に対する権利質権設定の對抗要件

を省略することを許すものとは解されない」と判示した。このような事前の承諾は特約を解約する台意であるとみなしうることには異論がない。しかし、それに止まらず、さらに債権保全の効果までも与えるべきであるかどうかは、承諾の解釈の問題に帰着する(質権者を特定していればそれが認められやすい)⁽¹³⁾であろう。

三次に、第三者に対する對抗要件としての通知・承諾には次の二つの機能があると考えられる。

第一に、二重取引予防のための公示機能である。⁽¹⁴⁾つまり、既に質権が設定されている債権を取引の対象にしようとする第三者は、第三債務者に問い合わせることによって当該債権をめぐる権利関係を知ることができるのであり、不安を感じれば取引をやめる等適切な措置を採りうるのである。⁽¹⁵⁾この公示によって二重譲渡等、第三者に不利益となる事態が予防される。もつとも第三債務者が本当の権利関係を回答する保証はなく、その意味で不完全な公示方法である。しかし、少なくとも公示方法としての機能を期待されている以上、真の権利関係を公示できるようにしておく必要がある。⁽¹⁶⁾また、債権譲渡は債権の緊急保全策として多用されており、第三債務者に対する直接確認はよほどのことがない限り行わない

との指摘もあるが、それは確認を怠ることによる不利益の甘受にすぎない。⁽¹⁷⁾

本判决では、この機能の欠如を理由として上告が棄却されているが、むしろ問題は次の機能である。

第二の機能は、優劣判断基準としての機能であり、⁽¹⁸⁾第二審がそれを指摘している。これまであげてきた権利行使要件の機能、債権保全機能、公示機能の三つの機能が民法三六四条が従う同四六七条一項により、第三者があらわれる前の場面で働くのに対して、優劣判断基準機能は同四六七条二項によつて第三者があらわれた後の場面で働く。そして、他の三つの機能を備えていても、通知・承諾が劣後する場合には、その反射として第三債務者にも対抗できないことになる。⁽¹⁹⁾

(1) さて、質権設定後に質権者を特定して、または不特定で通知・承諾がなされた場合、第三債務者はその債権につき取引関係に入ろうとする第三者からの問い合わせに対しては質権者の特定不特定に関係なく、質権が設定されている事実は回答できるから、公示方法としては機能する。⁽²⁰⁾このように質権設定の事実が判明すれば取引関係に入ろうとした第三者の保護には十分であり、質権者を公示してもあまり意味はない。⁽²¹⁾ たしかに、その事実だけでは質権設定者が債権の担

保価値・交換価値を十分に生かせない。たとえば被担保債権額が分かれば第三者は残額に質権の設定を受けたり、⁽²²⁾残額を譲受けることもできるのだから、質権設定者は質権者の他に被担保債権額を第三債務者に通知しておいた方がよい。しかし、それらが公示されないことによつて不利益を受けるのは、あくまでも質権設定者であり、それらが公示されていないからといってその通知・承諾が第三者に対する公示の機能を欠くわけではない。いずれにせよ、質権設定後になした通知・承諾は公示方法としては十分であり、質権者が特定しているか否かは関係ない。

一方、第三者が現れた場合に優劣判断基準が機能するためには、質権設定の事実が判明するだけでなく、質権者が特定されていないなければならない。質権者が特定されていないと確定日付ある通知・承諾が誰のための質権設定についてのものなからず、優劣を判断する対象が特定できないからである。本件においてはYが質権者であると主張しているが、その確定日付ある承諾書はCに宛てられたものかもしれないし、Dに宛てられたものかもしれない。したがって、質権者が特定していないと優劣判断に支障をきたし、優劣判断基準機能を果たさないものというべきである。⁽²³⁾ 債権質の場合

には質権者が誰であるか問題となることは常でないとする説もあるが、それは第三者があらわれる以前の場合（つまり優劣判断が不要な場合）においてのみ妥当することで、一般化するのには疑問である。

(2) それでは質権設定前になされた通知・承諾は優劣判断基準となりうるか。質権者が特定していなければならぬことは(1)で述べた通りである。関連判決としては、将来発生する債権の譲渡通知に関する大判昭和九年二月二十八日（民集一三卷二二六一頁）を経て、他人の債権の譲渡に関する最二判昭和四三年八月二日（民集二二卷八号一五五八頁）が次のように判示している。すなわち、「自己の権利に属さない他人の有する債権を他に譲渡し、その債権の債務者に対して確定日附ある譲渡通知をした場合にも、原審認定のような事実関係のもとにおいては、その譲渡人に右債権が帰属するとともに特別の意思表示を要せず当然に右債権は譲受人に移転し、その後譲受人は右譲渡通知をもって民法四六七条二項の對抗要件を具備したものである」といふべく、以後これと両立しない法律上の地位を取得した第三者に対し右債権譲渡を對抗できるものと解すべきである。つまり、実体が具備することが前提であるが、事前の通知・承諾は優劣判断基準として機能するとい

うのであるが、譲受人が特定している事案であることに注意すべきである。

この場合、公示機能も果たしているといえるであろう。なぜならば、第三債務者が第三者からの問い合わせに対してなすうる正確な返答は「質権が設定されるという通知は受けた（またはそれを承諾した）」が、実際に設定されたかどうかはわからない」ということであるが、第三者としては、それ聞いて取引を進めるのを避けることができるからである。

ただし、先の二つの関連判決はどちらも、実体が具備したあとで第三者が登場している事例であり、通知・承諾後、実体が具備するまでの間に登場した第三者に対して、そのような通知・承諾で優先できるかどうかは判断されていない。判例・多数説が、第三債務者の認識時（通知の到達、承諾の発信）の先後をもって判断基準としていること、および質権設定が公示されることによって第三者は警告を受けられる機会を得ていることから優劣判断基準をもつことが正当化されるかもしれない。しかし、判例・多数説が第三債務者の認識時を基準にするというときに、念頭にあるのは既に実体も具備している場合であり、実体具備の時点を基準とする立場も考えられなくはないであろう。ここでは問題点の指摘に止めてお

く。

四 以上を本判決の射程との関連において検討する。本件ではBの承諾が質権設定前になされたのか、認定事実は質権設定と相前後して承諾書が交付されたというだけではつきりしない。しかし、Bの承諾が質権者を特定していなかったのはあきらかである。既に述べたように質権者を特定していない通知・承諾は、優劣判断基準としては機能できず、その反射として第三債務者に対しても対抗できなくなるのだから、本件においてYは第三者対抗要件を具備するXに劣後し、その反射としてBにも対抗できなくなるといふべきである。最高裁は、質権者不特定の通知・承諾では、それが公示されても第三者は適宜な措置を講じ、不当に不利益を被るのを防止できず、第三者に対する対抗要件にはあたらないとして上告を棄却している。たしかに、本判決の射程を第三者が登場した後における質権者不特定の通知・承諾の場合に限定すれば、結論としては問題がない。しかし、その真の理由は、最高裁のいう不利益防止のため（本稿のいう公示機能の欠如のため）ではなく、第二審判決がいうように、優劣判断基準を欠く通知・承諾であるためといふべきである。

(1) 民法三六四条は、債権質の対抗要件は債権譲渡に於いての民法四六七条にしたがうとしており、大判昭和十八年三月三十一日新聞四八四四号三頁も債権質と債権譲渡の対抗要件たる通知・承諾の形式・効力を同様に取り扱うべきものとしている。梅謙次郎『民法要義 卷之二物権編（復刻版）』（有斐閣、一九八四）四八八頁も同旨。

(2) 池田真朗「指名債権譲渡における対抗要件の本質」『慶応義塾創立一二五年記念論文集（法学部法律学関係）』（慶応通信社、一九八三）三五〇頁以下。

(3) 梅謙次郎『民法要義 卷之三債権編（復刻版）』（有斐閣、一九八四）二〇九頁、川上正俊「第二審評釈」金融法務事情九八七号（一九八二）一三頁、池田・前掲（注2）三五一頁。

(4) 我妻栄『債権総論（民法講義IV）』（岩波書店、一九四〇）三七六頁、池田・前掲（注2）三五一頁。

(5) 川上・前掲（注3）一三三頁。

(6) 我妻栄『新訂債権総論（民法講義IV）』（岩波書店、一九六四）五三三頁、鈴木祿弥「本件研究」判タ五二一号（一九八四）二九頁など。

- (7) 柚木馨、高木多喜男「判例債権法総論(補訂版)」(有斐閣、一九七二)三六一頁。
- (8) 松井宏興「第二審研究」法時五三卷九号(一九八一)一五一頁は同旨か。
- (9) 於保不二雄「債権総論」(有斐閣、一九五九)三〇九頁。
- (10) 前田達明「口述債権総論」(成文堂、一九八七)三七六頁。
- (11) 鳥谷部茂「第一審解説」判夕四三九号(一九八一)三八頁。
- (12) 川上・前掲(注3)一五頁、鈴木・前掲(注6)二八頁。
- (13) たとえば譲渡禁止特約のある債権の譲渡についての最二判昭和二八年五月二九日民集七巻五号六〇八頁(前掲)。同判決は、権利行使要件の機能まで認めるようであるが、それが個別的な事案の解決としてのなか、一般論としてのなか明らかでない。好美清光「譲渡禁止の特約と銀行の承諾」銀行取引判例百選(新版)(一九七二)七二頁参照。川上・前掲(注3)一五頁は債権保全機能も認めない。
- (14) これは民法三六四条にいう「対抗スル」とは違うが、「対抗スル」前提として予定されている機能である。梅・前掲(注3)二〇九頁。なお、池田・前掲(注2)三五二頁はこれを「紛争予防機能」という。
- (15) 梅・前掲(注3)二〇九頁、富井政章「民法原論第二巻物権(復刻版)」(有斐閣、一九八五)五二二頁、本件の引用する最一判昭和四九年三月七日民集二八巻二号一七四頁。
- (16) 遠藤賢治(調査官)「本件解説」ジュリ八〇五号(一九八四)一三三頁、小池信行「本件研究」金融法務事情一〇五八号(一九八四)三五頁。
- (17) 森井英雄「本件研究」判夕五一四号(一九八四)一六七頁。
- (18) 川上・前掲(注3)一三頁はこれを「順位保全」の効果という。
- (19) 大判大正八年三月二八日民録二五輯四四一頁、池田真朗「民法四六七条における一項と二項との関係」法学研究(慶応大学)五一巻二号(一九七八)六四頁以下。
- (20) 同旨、小池・前掲(注16)三五頁。

(21) 小野寺規夫「第二審解説」判タ四七二号(一九八二)四八頁も、「一般の取引社会において、債権質の設定を含め、債権譲渡をなす場合、右譲渡の事実を通知またはそれについて承諾する場合には、質権の設定もしくは債権の譲渡の事実に重きを置き、質権者または譲受人が誰であるかまで詮索するものであろうか」とする。

(22) 鈴木・前掲(注6)三一頁。鈴木教授は債権質と債権譲渡の對抗要件を区別され、債権譲渡の場合はこのような考慮は不要とされるが、債権譲渡でも、債権の一部譲渡であったなら同様のことがいえ、特に区別する必要はないのでなかろうか。

(23) 川上・前掲(注3)一五頁、森井・前掲(注17)一六六頁。

(24) 鈴木・前掲(注6)三一頁。

(25) その状況については池田真朗「債権譲渡の對抗要件具備の衝突」民法の争点II(一九八五)六二頁以下が簡便である。

本件の研究等には本文中に引用したもののほか、次のもの

がある。堀内仁・手形研究三四八号五一頁、遠藤賢治・季刊実務民事法五号二〇六頁、松岡久和・民商九〇巻二号一二三頁、松井宏興・五八年重判解六六頁、遠藤・曹時三九巻一号一九五頁。また第一審のものとして、堀内・手形研究二九九号四九頁、岡孝・判時九七九号一五〇頁、第二審のものとして、堀内・手形研究三一四号五八頁、小杉茂雄・西南学院大学法学論集一六巻三号九一頁がある。